

雇児保 1111 第 1 号
平成 27 年 11 月 11 日

都道府県知事
各指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

国家戦略特別区域限定保育士に係る税制上の取扱いについて（通知）

先般、「国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律」（平成 27 年法律第 56 号）の施行に伴い、国家戦略特別区域限定保育士（以下「地域限定保育士」という。）制度が創設されたところである。この度、下記の告示につき所要の改正を行った。

その改正の内容は下記のとおりであるから、十分御了知の上、貴管内の関係者に対して遅滞なく周知し、その運用に遺漏のないよう配意願いたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

1. 改正の概要

地域限定保育士制度の創設に伴い、以下の告示において税制上の措置を受けるための基準となっている「保育士」の数に地域限定保育士を算入することとし、地域限定保育士を保育士と同等の取扱いとする改正を行った。

- ① 消費税法施行令第 14 条の 3 第 1 号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する保育所等を経営する事業に類する事業として行われる資産の譲渡等（平成 17 年厚生労働省告示第 128 号）
- ② 平成 27 年厚生労働省告示第 233 号（租税特別措置法第十三条の三第一項各号及び第四十六条の二第一項各号の規定の適用を受ける建物、建物附属設備、車両及び運搬具並びに器具及び備品を指定する件）
- ③ 租税特別措置法施行規則第 23 条の 5 の 3 第 2 項第 4 号の規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める事項（平成 25 年文部科学省・厚生労働省告示第 1 号）

2. 適用日

①～③に掲げる告示は公布の日（平成 27 年 10 月 27 日）から適用するものであること。

(添付資料)

- 【参考資料1】 「消費税法施行令第14条の3第1号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する保育所等を経営する事業に類する事業として行われる資産の譲渡等の一部を改正する件」 (平成27年厚生労働省告示429号)
- 【参考資料2】 「平成27年厚生労働省告示第233号の一部を改正する件」 (平成27年厚生労働省告示第430号)
- 【参考資料3】 「租税特別措置法施行規則第23条の5の3第2項第4号の規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める事項の一部を改正する件」 (平成27年文部科学省・厚生労働省告示第4号)

本件担当：

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

TEL： 03-5253-1111 (代表) 内線 7928

FAX： 03-3595-2674